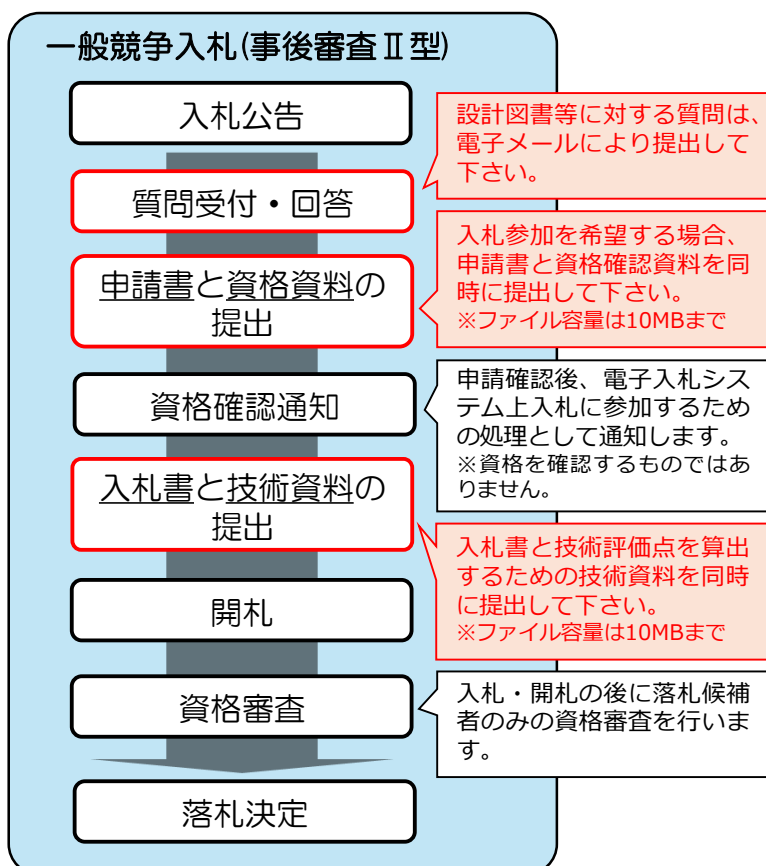


令和7年度から、一般競争入札（価格競争方式、総合評価方式）による全ての工事において、入札・開札の後に落札候補者のみの資格審査を行う事後審査型を適用します。（事後審査Ⅱ型※の導入）

※これまで価格競争方式による一般競争入札で事後審査型を活用していましたが、これと区別するため事後審査Ⅱ型としています。

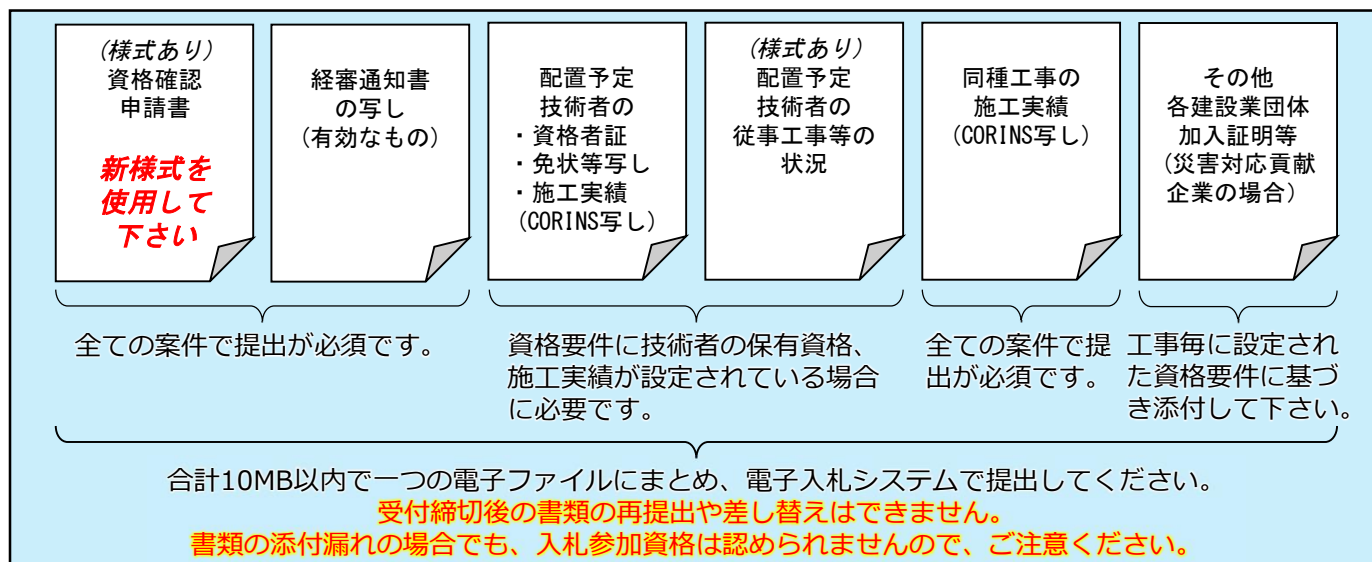
● 「事後審査Ⅱ型」の手続きの流れ（総合評価方式の場合）



➤ 事後審査Ⅱ型の注意事項

- 申請締切日（又はその翌日）に、発注者がシステム上で競争参加資格確認通知を発行します。
- 資格確認通知の翌日から2日間が入札日になります。技術資料は入札書の提出時に提出してください。
- 開札後、落札候補者（最低の価格をもって入札した者、又は評価値の最も高い者）の入札参加資格を確認するため、落札を保留し、入札参加者には、保留通知を発行します。
- 落札候補者の通知・公表は行いません。
- 低入札価格調査制度を適用する工事において、開札時、調査基準価格を下回る入札があった場合、当該入札をした者に低入札価格調査を実施します。
- 落札候補者の資格を確認した後、入札参加者に落札者決定通知を発行します。

● 「事後審査Ⅱ型」の資格確認申請書類



● 「事後審査Ⅱ型」における入札参加資格確認申請の様式

千葉県ホームページ（一般競争入札のしおり（建設工事等））を参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/nyuu-kei/kensetsukouji/kitei-tsuuchi/shiori/ippankyousou.html>